

令和7年度(2025 年度)第4回吹田市入札等監視委員会 議事録

1 開催日時 令和8年2月9日(月) 午後1時 30 分から午後4時 15 分まで

2 場 所 吹田市役所 高層棟3階 災害対策本部会議室

3 出席委員 (委員長) 小野 憲一

(委 員) 櫛部 幸子

(委 員) 中村 瑞穂

4 会議の概要

(1) 令和7年(2025 年)7月1日から令和7年(2025 年)9月 30 日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況を委員に報告した。

(2) 同期間に契約締結した予定価格が 400 万円以上の入札・契約案件のうち、委員が事前に抽出した次の案件について、所管室課の担当者同席の上、審議を行った。

| 案件 | 案件名                                                                                              |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 泉浄水所 コンプレッサー更新工事                                                                                 |
| 2  | 佐井寺西土地区画整理事業に係る支障物件調査業務(その4)<br>マイクロフィルムのデータ化業務                                                  |
| 3  | 吹田市ハザードマップ原稿データ作成業務<br>デジタル政策室事務室等什器類提供業務                                                        |
| 4  | 吹田市営津雲台第2 住宅昇降機更新工事                                                                              |
| 5  | 令和8年度固定資産税(土地)の価格修正で活用する標準宅地の時点修正業務<br>令和7年度 資源循環エネルギーセンター環境測定業務(令和7年7月から9月分)【単価契約(当初契約に基づく発注分)】 |
| 6  | 吹田市立北千里市民体育館 レスリングマット購入<br>吹田南小学校ほか1校グランドピアノ更新                                                   |
| 7  | 吹田市南吹田下水処理場水処理施設外壁改修工事設計業務及び南吹田市民体育館橋梁塗装改修工事設計業務                                                 |
| 8  | Office2024ソフトウェアライセンスの購入                                                                         |
| 9  | 吹田市水道事業100年史等作成業務<br>令和7年度吹田市障がい福祉分野のしごとの魅力発信業務委託                                                |

- (3) 契約候補者の選定に当たり、プロポーザル方式の実施を予定している次の案件について、所管室課の担当者同席の上、その実施の適否の審議を行った。

| 案件 | 案件名        |
|----|------------|
| I  | 児童育成支援拠点事業 |

## 5 議事録

### (1) 入札及び契約手続等の運用状況の報告について

- 小野委員長 委員長の小野でございます。本日は皆様、よろしくお願いいたします。それでは、次第Ⅰの「令和7年7月から令和7年9月までの入札及び契約手続等の運用状況」について事務局から報告をお願いします。
- 事務局（資料Ⅰに基づき説明）
- 小野委員長 ただ今の報告内容につきまして、委員の皆様から何か御意見あるいは御質問はございますか。
- （委員からの意見・質問なし）

### (2) 抽出案件の審議について

#### 【案件Ⅰ】泉浄水所 コンプレッサー更新工事

- 小野委員長 従前、設置していたコンプレッサーも、今回、落札した荏原実業（株）の製品でしたか。
- 水道部浄水室 以前のものはコベルコ、つまり（株）神戸製鋼所の製品でした。今回は、落札業者が更新前と同じコベルコの製品を選定し、納入しております。
- 小野委員長 様々な要因を説明書に記載いただいているのですが、今後、入札参加者を増やす工夫については、何か方策を考えていますか。
- 水道部浄水室 今回の入札に当たりましたも、コベルコと同じ大きさの製品を作られている大手のメーカーを含め、様々な事業者に、できる限り入札に参加いただくよう、お願いはしたところですが、あまり大きな規模の工事ではございませんので、技術者が不足している状況下において、小規模の案件に手が上がりにくいことを踏まえすと、他の工事を組み合わせて、規模を大きくすることも検討しなければならないかもしれません。
- 小野委員長 様々な条件もあると思いますので、その方法をいつも採用できるかという、難しい面もあるのでしょうか。
- 水道部浄水室 大きな工事が随時あるわけではないので、タイミング的に1年、2年とずらすことも可能な場合もあるかもしれませんが、緊急性が高い案件についてはそのようなことはできませんので、難しい面もあると考えております。
- 小野委員長 分かりました。

○櫛部委員 主任技術者の不足も要因の一つと推察いただいているのですが、こうした業種や業界では、全般的に技術者が不足しているのでしょうか。

○水道部浄水室 全般的に、電気や機械設備の分野では、日本全国で技術者が不足している状況でございます。各企業においては、より利益を確保するため、主任技術者を、大きな工事案件に配置したいという意向が働いておりますので、年間の案件を見ながら、入札に参加されております。見積り依頼の段階で、技術者不足でお断りをされる場合もございます。

○櫛部委員 分かりました。

○小野委員長 それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件2】佐井寺西土地区画整理事業に係る支障物件調査業務(その4)、マイクロフィルムのデータ化業務

(佐井寺西土地区画整理事業に係る支障物件調査業務(その4))

○小野委員長 説明の中で、落札率が低くなったのは、対象物件の現地状況等から、入札に参加した各事業者が、予定価格より安価での履行が可能と判断したと記載いただいているのですが、対象物件の現地状況等というところを、もう少し具体的に説明してください。

○地域整備推進室 本案件の対象物件は3件ございまして、内2件が駐車場でした。残り1件も家屋の玄関前の庭でございました。

○小野委員長 支障物件の調査は、建物であったり、工作物を対象としているところ、今回は更地だったので、調査が容易であったという理解でよろしいですか。

○地域整備推進室 そのとおりです。

○小野委員長 予定価格を設定する際には、こういった現地の具体的な状況は考慮しないのですか。

○地域整備推進室 今回の価格の積算に当たっては、国土交通省の基準を用いたのですが、その基準には、駐車場といった詳しい分類は無く、建物や工作物、また面積などに基づいた区分がありますので、それに基づいて積算を行ったものです。

○小野委員長 そうすると、基準に基づいて積算すると、今回のように、現地の状況によっては価格に乖離が生じるということも多いということですね。

○地域整備推進室 そのとおりです。

○小野委員長 分かりました。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

(マイクロフィルムのデータ化業務)

○小野委員長 予定価格については、昨年度1回目の入札が不調であったことを踏まえ、過去の実績及び物価上昇を反映し、設定したと御説明いただいているのですが、この過去の入札の際の予定価格はいくらだったのですか。

○資産税課 昨年度1回目の入札が不調であった際の単価は、8.12円でした。

○小野委員長 それでは、過去の実績を踏まえ、その単価に、どのような係数を掛けられたのです

か。

○資産税課 具体的な計算ですが、令和6年度の2回目の応札があった最高額の単価の8.4円に、人件費上昇分で約5%を掛け合わせて、積算したものです。

○小野委員長 そのように積算したけれども、たまたま業者の閑散期に重なったため、落札率が低くなったということですね。

○資産税課 おっしゃるとおりです。

○小野委員長 履行状況には問題はないということですね。

○資産税課 そのとおりです。

○小野委員長 この業務は、今後も継続して実施するのか、それとも、今回限りなのか、その点はどうですか。

○資産税課 この業務については、本市の実施計画上は、令和9年度まで継続する予定となっております。

○小野委員長 今後の入札の際も、今回と同様の方法で、予定価格を設定するのですか。

○資産税課 人件費の上昇や、これまでの入札実績を踏まえまして、今回と同様の方法とするかについては現時点では未定ですが、慎重に予定価格を設定したいと考えております。

○小野委員長 分かりました。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件3】吹田市ハザードマップ原稿データ作成業務、デジタル政策室事務室等什器類提供業務  
(吹田市ハザードマップ原稿データ作成業務)

○小野委員長 前回、令和3年度に実施した入札の落札業者と、今回の入札参加者は同じ業者ですか。

○危機管理室 そのとおり、同一業者です。

○小野委員長 当初は複数者の参加を見込んでいたところ、結果として1者のみの参加だったということですか。

○危機管理室 おっしゃるとおりです。

○小野委員長 今回の予定価格の設定方法を教えてください。

○危機管理室 事前に、複数者から参考見積りを頂戴して、それを基に予定価格を設定しました。

○小野委員長 分かりました。

○櫛部委員 見積りを提出してくれた業者は、少なくとも参加してくれるだろうと考えていたのですか。

○危機管理室 おっしゃるとおりです。前回の入札も2者の応札があったことから、複数者の参加を見込んでいたのですが、説明にも記載したとおり、全国的に同様の改訂業務が発注されている状況もございましたので、結果的に1者の参加となったと考えております。

○櫛部委員 分かりました。

○中村委員 一般的な質問になるのですが、このハザードマップの改訂というのは、どのような場合に必要となるのでしょうか。

○危機管理室 今回で申し上げると、洪水や内水、つまり雨が多く降った場合に河川や下水道が氾

濫することを原因として、水防法という法律に基づき、ハザードマップの改訂を行いました。その洪水や浸水想定区域については、河川管理者や下水道管理者がそれぞれ想定区域を定めておりまして、それに基づいて、市民の方に周知するために、ハザードマップを作成しているところです。補足として、我々、基礎自治体の役割として、水防法上、河川管理者などが被害想定をした上で、それを可視化する、つまり、市民の方に知らしめる役割がございます。そのため、そもそもの被害想定が変わると、ハザードマップの内容を改める必要がございますし、今回については、茨木市の安威川にダムができましたので、多量の降雨があったとしても、ダムに一定の貯水が可能となったことも被害想定に影響がありましたので、そういった状況の変化も踏まえまして、基礎自治体の役割として、市民周知のため、ハザードマップを作成しております。

○中村委員 説明書の中にある、法改正というのは、先ほどの水防法が改正されたという意味でしょうか。

○危機管理室 令和3年に水防法が改正されて、先ほど申し上げました、内水の浸水想定地域を下水道管理者が5年の経過措置期間内で定めることになっておりまして、その経過措置期間が終わる、この時期に全国的にも改訂業務の発注が多くなっているものと認識しております。

○中村委員 それでは、定期的ではないにしろ、今後も、このハザードマップの改訂は必要となると理解したのですが、今回、入札の参加が1者となった理由のところ、前回の受注者の優位性が見込まれると判断した事業者があったと推察されるとあるのですが、この優位性というのは、前回も作業をしているので、その続きという形で、効率的に業務を進めることができるため、相対的に安価な応札が可能だろうと、他の事業者が考えた可能性がある、という理解で合っていますか。

○危機管理室 我々も、その理解と同様に認識しております。

○中村委員 今後についても、構造は同じですので、同じ業者1者しか、入札に参加しない状況が続くということですか。

○危機管理室 今回は、水防法改正における経過措置期間の5年目と重なったことと、ハザードマップを作成するに当たって、自治体が持ち合わせている様々なデータ収集が必要となります。そういったデータを統合して、総合的に見える化をしていくのですが、それぞれの自治体で、おそらくやり方が異なっていると思いますので、前回、本市で改正作業を行った業者のほうが、円滑に業務を進めることができることもあると思う反面、履行期間にある程度の余裕があり、他市との発注時期が重ならないのであれば、一般的な事業者でも参加できる仕様の内容としておりますので、今回は時期が悪かったということもあり、今後は複数者の入札参加があるものと考えております。

○中村委員 分かりました。

○小野委員長 それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

(デジタル政策室事務室等什器類提供業務)

○小野委員長 入札参加者が1者となった理由について、成果物の種類数量が一定数あり、納期

限までの確保に負担があったためと推測されているのですが、案件名を見ると、什器類の提供業務ですので、それほど難しい内容ではないと感じるのですが、今回については、調達が困難な成果物が含まれていたのでしょうか。

○デジタル政策室 今回は、我々の執務室全体のレイアウト変更を考えておりましたところ、庁内の執務室変更に係る調整のデッドラインというものがあまして、その期間内に什器類を調達する必要があったということが、まず1点ございます。また、限られた執務スペースに配置する什器類にも限りがございました。

○小野委員長 そうすると、今回は、そんなに簡単に什器類を揃えることはできなくて、ある程度の規模や種類の什器を納入できる業者が限られていたということですか。

○デジタル政策室 おっしゃるとおりです。

○小野委員長 落札した業者は、地元の、ある程度の規模がある企業なのですか。

○デジタル政策室 実際に納入された什器類は、大手の家具メーカーの製品でして、落札業者は、その代理店でございます。

○小野委員長 分かりました。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

#### 【案件4】吹田市宮津雲台第2住宅昇降機更新工事

○櫛部委員 次回以降、入札情報を事業者の目に留まりやすくするような工夫も考えるとの説明もありますが、具体的にどのようにすれば、事業者の目に留まるようになるのでしょうか。

○契約検査室 昇降機に係る工事については、通常は建築一式工事に含んで発注することが多く、今回は単独工事でしたので、発注は過去にもあまり事例がございません。一般競争入札案件については、本市のホームページに入札公告を掲載する以外には、個別に業者に対しての通知等などは行っておりませんので、具体的な対応は現時点ではございません。また、補足ですが、説明書にも記載のとおり、入札受付期間を長くすれば、参加する事業者が増える可能性はあると考えております。

○櫛部委員 今後も単独発注があるのかもしれませんが、今後も同様の状況が続くのであれば、問題であると思います。なんらかの工夫をされるとのことですが、入札受付期間の延長以外にも、もう少し、事業者に周知できる方法を、我々、委員からも提示することができて、この場でも議論できればとは思ったのですが。

○小野委員長 この更新工事は、既設の昇降機を取り除いて、新しいものを設置する工事という理解でよろしいですか。

○資産経営室 そのとおりで、既設の昇降機を撤去し、新しいものに更新するという工事です。

○小野委員長 今回の落札者は、日本オーチス・エレベータ(株)の西日本支社ですが、既設の昇降機のメーカーはどちらですか。

○資産経営室 既設は、日本エレベーター製造という会社のものになります。

○小野委員長 規格さえ指定すれば、どのメーカーでも対応できるものなのでしょうか。

○資産経営室 既設の昇降路にサイズの合致するのであれば、委員長がおっしゃるように、対応

は可能と考えます。

○小野委員長 説明の中には、発注図面では昇降機メーカー9者が指定されているので、見込みとしては、その中から3者以上の参加を想定していたと記載がありますが、その根拠を教えてください。

○資産経営室 3者以上というのは、国土交通省の仕様にも、予定価格を設定し、発注する際には、3者以上の見積りを徴取して、予定価格の妥当性を確保するという趣旨がございますので、それに基づいて、最低でも3者以上から見積りを徴取することとしております。

○小野委員長 見積りを出してくれたので、入札にも参加してくれるだろうと考えたということですね。

○資産経営室 そのとおりです。

○小野委員長 複数の事業者が応札するような工夫について、先ほどから入札受付期間を長くするという方法をお示ししていただいているのですが、それ以外の良策というものはないのでしょうか。

○契約検査室 実際のところ、なかなか難しいのですが、エレベーター工事という特殊性が高く、これまでの本委員会でも案件として抽出されている、小学校の給食配膳室の荷物の昇降機であったり、プラント系の専門性の高い工事については、対応できる事業者が限られます。今回についても、既設の昇降路の躯体に合せてエレベーターを設置するとすると、かなりの専門性を求められますので、それが参入のネックになっているものと考えています。

○資産経営室 設計の際にも業務に携わったのですが、コロナ禍時には、エレベーター業界全体も動きが止まってしまったことがありまして、その際に、業界として収支を確保していかななくてはならないので、実際に工事はしないものの、その先の計画に対して資金を回されていました。コロナ禍が明けて、今度は、我々のように、年次的に工事をしようとなると、既に予約が一杯で、人を手配する余力がないということもありました。やはり、技術者が全体的に減少しておりますので、社会的な需要に対して、業界としての供給が追いついていないというところはあると思います。今後、その状況が劇的に解消することは難しいと思いますので、発注時期をずらすとか、長い目で見て、なんらかの対応を考えていかななくてはならないと思っております。

○小野委員長 分かりました。なんとか知恵を絞って、対策を検討いただければと思います。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件5】令和8年度固定資産税(土地)の価格修正で活用する標準宅地の時点修正業務、令和7年度 資源循環エネルギーセンター環境測定業務(令和7年7月から9月分)【単価契約(当初契約に基づく発注分)】

(令和8年度固定資産税(土地)の価格修正で活用する標準宅地の時点修正業務)

○櫛部委員 不動産鑑定士6名に見積りを依頼したとのことですが、価格のばらつきなどはありましたか。

○資産税課 今回については、そういったばらつきはありませんでした。

○櫛部委員 それでは、6名とも見積額は近似値だったということですね。

○資産税課 そのとおりです。

○櫛部委員 過去の金額と比較したということですが、それはいつ時点での金額との比較でしょうか。

○資産税課 前年度の実績と比較いたしました。

○中村委員 その比較をもって、価格の妥当性を判断されたということですね。分かりました。

○小野委員長 それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

(令和7年度 資源循環エネルギーセンター環境測定業務(令和7年7月から9月分)【単価契約(当初契約に基づく発注分)】)

○櫛部委員 価格の妥当性について、前年度の応札業者も含め、複数者に見積りを徴取されたのですが、具体的に何者から徴取されたのですか。

○資源循環エネルギーセンター 前年度の入札に応札いただいた5者から詳細な見積りを徴取し、価格の妥当性を検証しております。

○櫛部委員 その検証は、具体的にはどのように行ったのですか。

○資源循環エネルギーセンター 見積りの内容につきましては、他の市町村にも聞き取りを行い、業者が本市にだけ特別な金額の見積りを出していないことを確認した上で、その妥当性を判断しました。

○櫛部委員 それでは、主には他市との均衡を確認することで妥当性を確認したということですか。

○資源循環エネルギーセンター 他市状況も参考にしつつ、業者間の見積りの金額の差なども考慮し、検討を行いました。

○櫛部委員 業者間で見積りの金額にばらつきはありましたか。

○資源循環エネルギーセンター 入札結果等閲覧台帳に記載のある金額の見積りを頂いておりまして、大きなばらつきはございません。

○櫛部委員 分かりました。

○小野委員長 この案件は、当初契約は指名競争入札で業者を決定し、その後の定期的な発注については、その都度、随意契約で行っているという認識でよろしいですか。

○資源循環エネルギーセンター この業務については、4月に単価契約を締結し、その後は契約単価に基づいて、測定件数に応じ、支払を行っております。

○小野委員長 分かりました。それでは、今回の契約期間が終わったら、次はどのような契約方法となるのでしょうか。

○資源循環エネルギーセンター 改めて指名競争入札を行い、次回の事業者を決定します。

○小野委員長 分かりました。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件6】吹田市立北千里市民体育館 レスリングマット購入、吹田南小学校ほか1校グランドピアノ更新

(吹田市立北千里市民体育館 レスリングマット購入)

- 櫛部委員 落札率があまりにも低いので抽出した案件です。説明書の中で、予定価格の設定に当たっては、過去の同案件で落札実績のある事業者1者から参考見積を徴取したとのことですが、その見積書どおりの金額で予定価格を設定したのでしょうか。それとも、何かしら調整した部分はあったのでしょうか。
- 文化スポーツ推進室 調整などは行わず、参考見積の金額をそのまま予定価格としました。
- 櫛部委員 過去の同案件で落札実績のある事業者とのことですが、かなり昔の実績なのか、それとも、直近の実績なのでしょうか。
- 文化スポーツ推進室 前年度の落札実績があった事業者から見積書を徴取しました。
- 櫛部委員 この事業者以外にも、前々年度やそれ以外の年度に実績があった、少なくとも2者以上に見積りを徴取するような意向はなかったのでしょうか。
- 文化スポーツ推進室 レスリングマットは市内の各体育館を順番に更新しており、本案件は2件目となっておりますので、直近の前年度実績がある事業者から見積書を徴取したものです。見積書の金額についても、一定程度の物価上昇も加味されており、担当としても、市場価格との大きな乖離もないと判断したため、そのまま予定価格としたものです。
- 櫛部委員 それにもかかわらず、落札率が大きく下がってしまったのですが、もう少し具体的に説明をしてください。
- 文化スポーツ推進室 昨年度と同様の製品の購入だったのですが、同等品を認めていくということで、事業者間での一定の競争が働いたことと、1面当たり72枚の更新で、それを2面分ですので、現状のマットの廃棄という部分もそれなりのコストが掛かってきているのですが、落札した事業者にお聞きしますと、その部分を自社対応したとのことでしたので、それも全体的なコスト減につながったのではないかと認識しております。
- 櫛部委員 その廃棄費用というのはかなり高額なのですか。
- 文化スポーツ推進室 当初の見積りで申し上げますと、全体の8分の1程度が廃棄に係る処理費用でした。
- 櫛部委員 その処理費用が今回の落札率の理由の一つなのですね。
- 文化スポーツ推進室 2面のマットをトラックで何往復もして運搬しますので、その部分のコストは一定の影響はあると考えます。
- 櫛部委員 処理費用以外の部分では何か考えられますか。
- 文化スポーツ推進室 落札業者以外には話をお聞きできていないので、想像で申し上げる部分はあるのですが、メーカー側の提示する金額も大きく下がっていたのではないかと考えます。それが在庫状況によるものか、それ以外にも理由があるかについては、担当として、追い切れていないのですが。
- 櫛部委員 説明をお聞きすると、2から3者に見積りを徴取したとしても、大きく結果が変わることはないのかなとも思いました。
- 中村委員 落札率が低い案件全般に関する質問になってしまうのですが、今回の案件では納入されたものの品質に問題がなかったということは理解したのですが、仮に同様に落札率が低

かった場合で、納入された製品の品質も粗悪だったことが分かった場合、どの段階で対処ができるものなのでしょうか。

○契約検査室 物品の購入に当たって、入札の執行は契約検査室が行いますが、落札決定を通知する前に、あまりにも予定価格と乖離がある場合、その応札した事業者にヒアリングを行います。過去に、落札率が低いのは、仕様書の見落としだったこともありましたが、そういうことはないかどうかを確認しています。あと、契約書にも品質や品物の品目や規格を定めているのですが、同等品で認めているもの以外が納品された場合などは、当然、契約不履行となりますので、その時点で相手方に債務の履行を求めたり、場合によっては損害賠償請求を行うこともあると考えております。

○中村委員 現物を見ることができるのは、契約締結後ということですか。

○契約検査室 発注担当で、瑕疵のない製品が納品されたことを検品した上で、請求書を受け取りますので、そういった検収行為の時点で品質が粗悪かどうかの判断をすることになると認識しております。

○中村委員 入札の段階で、サンプルを確認できるのではないということですね。

○文化スポーツ推進室 そのとおりです。

○小野委員長 入札結果等閲覧台帳を見ると、今回の落札額と同程度の応札が複数あるので、説明の中でも、応札額は市場価格と比較して、妥当であったと記載いただいているので、担当課としては、市場価格は、今回の応札額くらいだと認識しているのですね。

○文化スポーツ推進室 結果として、一定の金額に応札が集中しているということは、このあたりが市場価格なのだと考えております。

○小野委員長 予定価格と市場価格が結果として乖離していたということになるのですが、市場価格が見極めにくい場合に、どうしたらよいのかということが問題だと思うのです。今回は1者からだったのですが、これが複数者から見積りを徴取していれば、結果は変わったと思いますか。

○文化スポーツ推進室 今回は、予定価格を設定するに当たり、昨年度の実績と大きな乖離がないと判断したため、1者からの見積りだったのですが、複数者から見積りを徴取する点は検討していきたいと思います。

○小野委員長 その点は検討していただきたいと思います。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

(吹田南小学校ほか1校ランドピアノ更新)

○櫛部委員 今回は、2者から見積りを徴取したとのことですが、それぞれの見積額も近似値であったため、高いほうの金額を予定価格としたと説明いただいております。これだけ落札率が低いので、楽器の品質などはどのように確保されていると認識されているのか、改めて説明してください。

○学校管理課 仕様書の中で、参考としていわゆる二大メーカーの製品の型番を同等品としてお示ししておりますので、それ以外のものを納入した場合は、契約不履行となります。また、説明にも

書かせていただいておりますが、契約検査室から説明があったとおり、契約前に落札額に誤りがないかについても、しっかりと確認した上で契約しております。また、備品ですので、工事契約のように、安かろう、悪かろうといった部分はそれほどないと考えております。なお、納入された製品についても問題はございませんでした。

○櫛部委員 事前に2者から見積りを徴取していたのにも関わらず、ここまで予定価格と乖離した点については、どのように分析されていますか。

○学校管理課 落札した事業者にも確認したのですが、今回は、メーカー側の努力に尽きるということのようです。去年までは別メーカーのピアノが入っていたのですが、今回は違うメーカーの製品となりました。見積額に差は無かったので、ここまで乖離することは想定していなかったのですが、今回のメーカーがかなり努力されたのだと認識しております。

○櫛部委員 同じ製品でありながら、ここまで差が出ることに驚いているのですが、どの部分のコストを下げれば、こういった結果になるのでしょうか。

○学校管理課 入札結果等閲覧台帳を見ても分かるのですが、落札業者以外にもう1者、金額が低い業者がいるのですが、それは同一メーカーの製品を取り扱っており、別の高い金額の業者は、別のメーカーの製品を取り扱っているものと考えております。それを踏まえたと、落札した業者がコストを下げたというよりも、メーカーからの仕入れ価格が大きく下がったということだと思います。

○櫛部委員 今回は、メーカー側の努力が大きかったということですね。分かりました。

○小野委員長 二大メーカーというのは、ヤマハと河合楽器とことですか。

○学校管理課 そのとおりです。

○小野委員長 今回はどちらが納入されたのですか。

○学校管理課 今回は、初めてヤマハからの納入となりました。

○小野委員長 納入実績がなかったメーカーの製品が入ったことによる影響もあると推察されているんですね。分かりました。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

#### 【案件7】吹田市南吹田下水処理場水処理施設外壁改修工事設計業務及び南吹田市民体育館橋梁塗装改修工事設計業務

○中村委員 前提としての確認ですが、吹田市南吹田下水処理場水処理施設外壁改修工事設計業務と南吹田市民体育館橋梁塗装改修工事設計業務の二つの業務を合せて、一体で工事を行った理由は何でしょうか。

○水再生室 南吹田市民体育館については、南吹田下水処理場の上に建っている関係で、南吹田下水処理場の処理施設と、南吹田体育館へつながっている橋梁がくっついておりまして、一緒に工事を行うに当たって、設計業務もセットで行っているものです。

○中村委員 予定価格の決め方について、吹田市では、設計業務委託料算定要領というものを、国や大阪府の基準を参考に定めており、これに基づいて、設計金額を算定し、それを予定価格としているとのことですが、この要領に基づくと、一律の金額が算定されるということなのでしょう。

うか。

○水再生室 工事の規模や、概算の工事費を入力して算定していきますので、全て一律の金額が算定されるということではありません。

○中村委員 イメージとしては、規模などの情報をそれぞれ打ち込んでいって、結果として一定の金額が算定されるということだと思うのですが、概算金額もその情報に入っているのですか。

○水再生室 過去の工事などを参考に、概算金額を出して、それも参考に算定しております。

○中村委員 概算金額は、過去の案件を参考に、市の担当者の方が積算されているということですか。

○契約検査室 おっしゃるとおりです。

○中村委員 入札参加申請者数は5者であったものの、そのうち3者が辞退し、残りは2者となったのですが、その内の1者も入札参加資格を満たさなかったため無効となっています。せっかく参加したのに、形式的なルールに反してしまったということは、事業者に対しても、より積極的にこのルールを周知する必要があると思うのですが、これは公開されているのですか。

○契約検査室 公開されておりますし、入札公告に、受注制限の条件があれば記載しております。

○中村委員 そうすると、そのルールをもっと知ってもらうために、市としてやれることはないのでしょうか。

○契約検査室 今回のケースは6月26日実施の入札案件でございまして、無効となった事業者が6月23日に別の工事案件を受注したことにより、受注制限に抵触したものでございます。事業者としても応札した段階では、まだ制限に抵触することが分からなかった可能性もあり、知っていれば、入札に当たって辞退札を入れたかもしれません。

○中村委員 全体に関わることなのですが、説明書の最後のほうに、同業務は本年度4件の入札不調が発生しているとの記載がありますが、こうした傾向を受けて、難しいかもしれませんが、何か対策を講じることはできますか。

○契約検査室 対策として考えられることは、今、申し上げた受注制限の部分です。建築設計に係るコンサル業務は、100万円以上の案件は、一般競争入札で執行しておりまして、市内・準市内事業者は、年間3件まで、市外事業者は年間2件までと制限を設けております。ここを緩和すれば、より参加も見込めて、競争性も確保できる可能性がある一方で、建築設計を請け負うことができる10者程度の市内・準市内事業者にとっては、市外事業者がより多く参加してくることもつながります。建築設計を請け負うことができる市外の登録業者は140者程度でございますので、参加しようとすれば参加できる状況ですので、条件を緩和することも方法の一つかもしれません。

○中村委員 分かりました。

○櫛部委員 3者が辞退した理由について、業者にヒアリングしたところ、入札期間中に別の業務が決定し、技術者を確保することができなくなったため、入札への参加が難しくなったとのことですが、3者ともこの理由ですか。

○水再生室 ヒアリングに応じていただいたのは、3者中1者でございましたが、その業者に聞きます

と、業界全体で技術者が不足しており、公共工事と民間で、技術者を取り合っている状況にあるとのことでした。

○櫛部委員 今回の一番の問題は、落札率が100%であるという点だと思います。予定価格については、定められた算定要領に基づき算定されているとのことですが、落札した業者は、この算定方法をしっかりと把握した上で、応札してきたのでしょうか。そのあたりの事情はお分かりですか。

○水再生室 予定価格は、入札公告時に公表されておりますので、それを参考に、最終的に応札額を合せてきたものと考えております。

○櫛部委員 分かりました。

○小野委員長 入札不調が発生しているとのことですが、要するに予定価格が低すぎてとても対応できない業者が多い中で、事前に公表されている、予定価格まではなんとか応札額を下げてきてくれた業者が落札したという理解でよろしいですか。

○契約検査室 委員長がおっしゃるとおりです。また、本件を発注した時期も全案件の後半部分に該当し、受注済みの事業者も一定数いる中で、入札へ参入する事業者も僅かとなったことも要因として考えられます。

○小野委員長 実施時期も悪かったということですね。分かりました。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

#### 【案件8】Office2024ソフトウェアライセンスの購入

○中村委員 制限付一般競争入札ですが、入札参加者数は1者、落札率は100%となっていますので、案件として抽出しました。まず、見積りを徴取した経緯ですが、予定価格につきましては、2者から見積書を徴取しようと試みましたが、端末管理ツールの知見が無いとの理由で、1者のみしか徴取できなかったことから、当該事業者の見積額を参考に予定価格を設定したと説明いただいておりますが、この2者を選定した理由は何だったのですか。

○水道部総務室 過去の当該端末やソフトウェア関連の入札・見積合せにおいて、複数の事業者から応札があったため、2者以上の参加を見込んでいたと説明書にも書かせていただきましたが、我々、水道部職員が使用する庁内ネットワーク端末については、定期的に更新しており、これまでの調達の際にも見積りを依頼した事業者にお願いしたものです。

○中村委員 2者から見積書を徴取しようと試みたものの、端末管理ツール(SKYSEA Client View)の知見が無いとの理由で、1者のみしか徴取できなかったとのことですが、この端末管理ツールというものは、どのようなものなのでしょうか。そもそも、かなり特殊な製品なのでしょうか。

○水道部総務室 この端末管理ツールは、製品としてはSKYSEA Client Viewといいまして、水道部職員のみではなく、本市の全庁の職員が使用する端末に採用されておりまして、セキュリティ対策に不慣れな管理者でも使用することができ、遠隔で各端末の管理ができるツールとなっております。

- 中村委員 見積りを依頼しているのは、Office2024ソフトウェアライセンスで一般的なものですよ。このライセンスを購入したいので見積りを依頼されていると思うのですが、このツールの知見が無ければ、ライセンスの見積り自体も出しにくいものなのではないでしょうか。
- 水道部総務室 本件については、ライセンスを購入するだけでなく、水道部職員の140台の端末にソフトウェアをセットアップするところまでを含んでおります。そのセットアップの際に、この端末管理ツールを使用する必要があるため、その知見が無いと、セットアップが難しいということですね。
- 中村委員 今回、入札に参加して、落札した業者が、見積りの徴取に応じてくれた業者だったのですか。
- 水道部総務室 おっしゃるとおりです。
- 中村委員 それでは、令和5年度の端末更新時の落札業者と、今回の落札事業者は同じですか。
- 水道部総務室 そのとおりです。
- 中村委員 令和5年度の端末更新というのは、Office2016のままで、端末のみ入れ替えるというのですか。
- 水道部総務室 もともとのOSを引き継ぐのではなく、調達する端末に、Officeを事前にインストールした状態で納品いただきました。
- 中村委員 分かりました。
- 櫛部委員 予定価格の設定に当たっては、徴取した見積りの金額をそのまま採用したのか、それとも何らかの調整を行ったのでしょうか。
- 水道部総務室 調整等は行わず、そのままの金額を採用しました。
- 櫛部委員 その見積りを出した業者が、落札したということですね。
- 水道部総務室 そのとおりです。
- 櫛部委員 今回は、競争性を働かせることが難しかったというのが実情だと思いますが、1者が見積りを断った段階で、他の業者にもアプローチすることを試みるのは、人や時間の問題があったのでしょうか。
- 水道部総務室 可能であれば、他の業者を探して、見積りをお願いすることが望ましかったと感じていますが、令和7年10月14日をもって当該ソフトウェアのサポートが終了するため、どうしてもそれまでに購入する必要があったため、もう1者に依頼することが難しかったということになります。
- 櫛部委員 この2者に見積りを依頼しようと考えた理由は何ですか。
- 水道部総務室 過去の端末やウィルス対策ソフトなどの調達の際にも、見積りなどによく対応いただいておりますので、お声掛けをしたものです。
- 櫛部委員 分かりました。
- 小野委員長 この予定価格の内訳は分かりますか。
- 水道部総務室 ソフトウェア代が、140ライセンス分で税抜き価格が1,190万円、セットアップ作業が一式で、税抜き価格が300万円となっております。

○小野委員長 このセットアップ作業も、購入全体の中では、かなり重要な位置付けなのですね。分かりました。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件9】吹田市水道事業100年史等作成業務、令和7年度吹田市障がい福祉分野のしごとの魅力発信業務委託

(吹田市水道事業100年史等作成業務)

○中村委員 プロポーザル方式ですが、応募者数は1者で決定率は100%となっているので案件として抽出しました。資料で頂いている抽出案件説明書の評価基準を見ますと、成果物の頁数がおおむね150頁以上とあるので、比較的分厚い冊子や動画の作成を行うことになると思うのですが、こうした成果物は広く一般に公開されているものなのか、また、どこで閲覧できるのでしょうか。

○水道部総務室 作成段階ですので、まだ実際の成果物はできていないのですが、吹田市内の図書館や国会図書館に置かせてもらう予定です。また、電子ブックについては、水道部のホームページで公開する予定です。

○中村委員 分かりました。あと、プロポーザルには、少なくとも2者の参加を見込んでいて、実際に2者から見積りを徴取していたとのことですが、この2者というのは、どのように選定されたのですか。

○水道部総務室 上下水道関係の年史の作成実績がある業界新聞社から選定しました。

○中村委員 その2者のうち、1者が参加しなかった理由について、推測にはなると思うのですが、分かりますか。

○水道部総務室 見積りの徴取に合せて、ヒアリングをした中で、提案限度額がその業者の見積額より低くなることについて、意向を確認したところ、提案限度額内でも対応できるとのことだったのですが、予算内での作成や品質の担保の点を改めて検討された結果、最終的には参加を見送られたようです。

○中村委員 分かりました。

○小野委員長 それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

(令和7年度吹田市障がい福祉分野のしごとの魅力発信業務委託)

○中村委員 この案件についても、プロポーザル方式ですが、応募者数は1者で決定率は100%となっているので案件として抽出しました。本件は、障がい福祉分野のしごとの魅力発信のため、広報啓発を実施する業務内容となっていますが、市には障がい福祉分野における広報啓発に係るノウハウがないことから、仕様書作成が困難であり、実績がある民間事業者による企画提案を受け、事業者を選定した上で、協議を行いながら仕様を定め、事業を実施する方法が最も効果的と判断したため、プロポーザル方式を採用したとのことなのですが、確かに市のほうにノウハウは無いのかもしれませんが、以前からこうした広報啓発活動自体は行われてきたのか、それとも、今回から初めて実施されるのか、どちらでしょうか。

- 障がい福祉室 これまでも、市のほうでもしごとの魅力発信は行っておりまして、ホームページを立ち上げたり、インタビュー記事を掲載したりはしてきたのですが、やはり市が行う広報では市民に届かないというか、ホームページの閲覧回数も伸びない中で、より市民の届くような広報を目指して、今回、プロポーザルを行ったものです。
- 中村委員 説明資料を拝見していますと、具体的には、パンフレットや動画を作成し発信するだけにとどまらず、最終的にはイベントの実施なども行われることになったのでしょうか。
- 障がい福祉室 私たちもパンフレットや動画の作成などしか想像していなかったのですが、事業者が企画提案を行ったところ、予算内でこれでもできるよと様々な提案を頂き、実施しているところなんです。
- 中村委員 そうすると、しごとの魅力発信のニーズにあった業務が実施されていると理解しました。しかし、その過程を見ますと、参加表明のあった3者について、内2者についてはそれぞれ、参加資格無し、参加辞退となったことから、結果として応募者が1者となってしまったのですよね。この参加辞退した理由は把握していますか。
- 障がい福祉室 こちらについては詳細を確認できていないのですが、そもそも見積りを頂いた2者の内、1者は参加すらしていただけなかったのです。こちらにはヒアリングしたのですが、今年度に国の補助金事業が付いた関係で、各自治体でこの事業が開始された関係もあり、他の案件との両立が難しかったとお聞きしましたので、この辞退者につきましても、同様の理由かもしれないと、これは飽くまでも推測ですが、考えております。
- 中村委員 そういった経緯もあったので、1者の参加となったのですね。分かりました。
- 櫛部委員 見積りを徴取した2者というのは、ランダムに抽出したのか、何か選定の基準があったのですか。
- 障がい福祉室 見積りを徴取する段階では、この業務を行っている業者がかなり少ない状況でして、過去事例も少ない中で、お話を聞くことができた2者を選びました。
- 櫛部委員 その中の1者が応募いただき、最終的に選定されたということですね。分かりました。
- 小野委員長 参加資格無しとなった1者について、具体的にどのような資格が欠けていたのですか。
- 障がい福祉室 過去実績があったかどうかを満たすことができなかったためです。募集要項で申し上げますと、2の参加資格の(5)です。
- 小野委員長 ここには、参加表明書の提出時点に、人口20万人以上の他自治体で令和2年度以降に委託を受けた、福祉分野(障がい・介護)における魅力発信業務の完了実績があること、とありますが、これを満たす業者はかなり少ないと感じるので、もう少し緩やかに設定してもよかったのではないかなと思うのですが、この点はいかがですか。
- 障がい福祉室 本音で申し上げますと、担当としては障がい分野のみに絞りたいかったのですが、やはり、福祉に係る仕事の魅力発信ですので、福祉分野への理解が深い事業者にやっていただきたい、また、特に障がい分野ですので、更にこの分野への理解が深い事業者を選定したい想いがございました。障がい分野の実績ですと、先ほど申し上げたとおり、かなり限定されます

ので、介護も含めたという点では、少し広げたという結果になっております。介護分野では、国のほうも以前から力を入れて実施しておりますので、介護分野も含めることで、複数者の参加が見込めるのではないかと考えたところです。

○小野委員長 人口20万人以上の他自治体で令和2年度以降に委託を受けた、という点は、やはり外せないものですか。

○障がい福祉室 担当としては少し厳しかったのではないかと思います、実際に参加いただけた事業者もいましたので、無茶な設定ではなかったとは考えております。

○小野委員長 分かりました。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

### (3) プロポーザル方式実施の適否について

#### 【案件1】児童育成支援拠点事業

○中村委員 令和6年(2024年)に施行された改正児童福祉法において子育て家庭への支援充実のため、本事業が創設されたとのことですが、説明書によれば、豊中市や高槻市など、複数の市において、既にこの事業が実施されているのですが、これらの自治体では、法改正に合せて、いち早くこの事業を実施されているという理解でよろしいでしょうか。

○家庭児童相談室 委員が御指摘のとおり、令和6年4月の法改正時点で、この業務を実施されている自治体はございます。

○中村委員 この提案している事業については、実施箇所数は、まずは1か所で、定員はおおむね20名ということなのですが、この定員は市のほうで決めることができる数字ではなくて、こども家庭庁の作成するガイドラインにのっとった設定なのですね。先行して実施している自治体でも、まずは1か所、定員20名で実施されているのか、それとも複数箇所で実施されているのでしょうか。

○家庭児童相談室 初めから2か所であったり、本市と同様に1か所からスタートして、順次増やしたりと、自治体によって、実施箇所数には違いがございます。こうした他市状況も踏まえまして、本市ではまずは1か所からスタートしたいということでございます。

○中村委員 2者以上の応募を見込まれているとのことですが、具体的にはどのような理由から、このように見込んでいるのでしょうか。

○家庭児童相談室 事業を検討する中で、既に先進市で事業を実施している事業者とも接触してきました。具体的に参加を表明されているということではないのですが、比較的強く関心を持っていた業者は2者以上あるのではないかとこの感触はございます。また、予算積算に当たって、既に2者から国のガイドラインに基づいた業務内容で、見積りを頂いておりますので、そのあたりも応募者の見込みに関する根拠の一つとしております。

○櫛部委員 説明書の中で、部外委員については教育に関わる部署や福祉分野のなかでも児童に関わる部署から選定することで、審査体制を取れるようする、また、委員の選定に当たっては、利益相反とならないよう、人選に注意します、とお書きになっているのですが、現時点で、そのあたりの具体的な基準や方針が決まっていたら、その点を教えていただけますか。

○家庭児童相談室 現時点で具体的な基準は決まっておりませんが、応募事業者と親族関係がある、また、明確な利害関係者であると、事務局で判断できたら、そういった方は委員から除外させていただくなど、適切に対応したいと考えております。

○櫛部委員 分かりました。

○小野委員長 事業開始後、事業者から市への報告については、定期報告はもちろんのこと、何かあれば随時報告を行うという約束の下に、契約を締結するということによろしいですか。

○家庭児童相談室 そのとおりです。

○小野委員長 資料として審査基準もお示しいただいているのですが、これはこども家庭庁のガイドラインに基づき作成されているという理解でよろしいですか。

○家庭児童相談室 御指摘のとおり、こども家庭庁のガイドラインや、本市のプロポーザル実施に係るガイドラインの内容を重視する形で作成した内容となっております。

○小野委員長 分かりました。それでは、この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

○小野委員長 以上で、本日の審議案件は全て終了しました。審議の中であった各意見については、後日、事務局で取りまとめていただき、議事録の内容とともに各委員に報告して確認を得た後、委員会の意見としたいと思います。

それでは、これをもちまして令和7年度4回吹田市入札等監視委員会を閉会いたします。